

2023年6月2日

逗子市

令和5年度住民税非課税世帯等に対する  
生活支援金を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、真に生活に困っている住民税非課税世帯等の方々へ支援金を支給することにより、家計に対する影響を緩和し生活の一助とするものです。

●支給対象世帯

支給対象は、基準日（令和5年6月1日）において、逗子市の住民基本台帳に記録されている方で、以下の①又は②のいずれかに該当する世帯です。

- ① 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和5年1月から9月までの間に家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

●支給金額

対象1世帯につき 30,000円

●申請方法

- ・①の世帯のうち、逗子市で令和5年度分の住民税の課税状況が分かる世帯には、7月上旬よりお知らせを郵送しますので、受給拒否の申出がなければ7月下旬より指定口座に振込を予定しています。申請の必要はありません。
- ・①の世帯のうち、世帯の中に転入された方がいるなど、逗子市で令和5年度分の住民税の課税状況が分からない世帯については申請が必要です。申請書等を送付しますので必要書類を添付し申請してください。
- ・②の世帯については、申請が必要です。市窓口やホームページで申請書等入手し、必要書類を添付し申請してください。
- ・申請期間は令和5年7月10日から10月31日までです。

本件に関するお問い合わせ先：

福祉部社会福祉課社会福祉係 河合・島貴

電話：046-873-1111 内線210・211